

個人情報保護規定

東野川保育園みんなの家

第一条（方針）

東野川保育園みんなの家（以下「当園」という）は、個人の尊厳を最大限に尊重するという基本理念の下、個人情報の適正な取り扱いに関して、「個人情報の保護に関する規定」及びその他の関連法令等を遵守する。

第二条（利用目的の特定）

1. 当園が個人情報を取り扱うに当たっては、その目的をできる限り特定する。
2. 当園が取得した個人情報の利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と変更後の目的とが相当の関連性を有する合理的な範囲内に無ければならない。但し、個人情報がプライバシー情報（私生活の事実に関して一般的に公開を望まない内容の情報をいう。以下、同じ）を含む場合、利用目的を変更するには原則として保護者の同意を必要とするものとする。
3. 前項に従って個人情報の利用目的を変更した場合には、変更した利用目的について利用者に通知または公表しなければならない。

第三条（利用目的）

1. 当園では、入園手続き等で提供された個人情報を、保育園内部での利用目的として以下の各号に該当する目的で利用するものとする。
 - 一. 児童の育成に関する指導計画作成など保育に関する業務
 - 二. 児童の記録管理に関する業務
 - 三. 児童の健康状態把握に関する業務
 - 四. 利用者への連絡・情報伝達
 - 五. 利用者からの問い合わせまたはご依頼への応答
 - 六. 保育園の管理運営業務として、以下の各号に該当する業務を行う
 - イ. 入退園時の手続きに関する事
 - ロ. 会計及び経理に関する事
 - ハ. 保育料徴収に関する事
 - ニ. 事故等の報告
 - ホ. 保育士養成校からの実習生受け入れ及び指導育成に関する事
 - ヘ. 中学生等による職場体験及びボランティア受け入れに関する事
 - ト. 福祉サービスの向上や業務の維持・改善のための基礎資料
 - チ. 当園や当姉妹園で行われる内部研修及び研究会での事例報告
2. 当園では、入園手続き等で提供された個人情報を、他の機関等への情報提供を伴う利用目的として以下の各号に該当する目的で利用するものとする。

- 一． 狛江市が行う福祉サービスや事業との連携協力
- 二． 外部監査機関及び第三者評価機関への情報提供
- 三． 苦情解決における第三者委員会への報告及び意見・助言を求める場合
- 四． 健康管理上、必要な医療機関との連携協力
- 五． 医療費請求など日本スポーツ振興センターに関する事務
- 六． 事故等施設賠償責任保険に関する事務
- 七． 費用の請求及び収受に関する事務
- 八． 関係官庁への届け出及び法令等で定められている関係官庁への書類提出
- 九． 法令等による公的機関からの要請
- 十． 入学予定の学校からの照会に対する回答
- 十一． 近隣の保育所及び地域との交流

第四条（利用目的外の利用の制限）

- 1． 当園は、あらかじめ保護者の同意を得ることなく、前条に定める利用目的を超えて個人情報を取り扱ってはならないものとする。
- 2． 前条の規定にかかわらず、個人情報の保護に関する法律の第二十三条第一項に基づいて次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ保護者の同意を得ることなく、個人情報を取り扱うことができるものとする。
 - 一． 法令に基づくとき
 - 二． 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、保護者の同意を得ることが困難であるとき
 - 三． 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、利用者の同意を得るのが困難であるとき
 - 四． 機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が、法令に定める事務と遂行することに対して協力する場合であって、保護者の同意を得ることにより事務の遂行に支障を及ぼす恐れがあるとき
- 3． 前条又は前項の規定にかかわらず、個人情報の保護に関する法律の第二十三条第二項に基づいて次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ保護者の同意を得ることなく、前条によって特定された利用目的の範囲を超える必要かつ合理的な範囲若しくは明確な情報揭示手順を示した場合において、個人情報を取り扱うことができるものとする。
 - 一． 当園内外で行われた行事において、当園職員およびその関係者によって撮影された、カメラやビデオカメラによる撮影物（静止画及び動画等）の当園ホームページ上での掲載、若しくは園内掲示。

第五条（取得に関する規則）

- 1． 当園が個人情報を取得するときには、その利用目的を具体的に特定して明示し、

適法かつ適正な方法で行うものとする。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合には、利用目的を具体的に特定して明示することなく、個人情報を取得できるものとする。

2. 当園が個人情報を取得したときは、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかにその利用目的を利用者の通知又は公表しなくてよいものとする。
 - 一. 利用目的を保護者に通知又は公表することによって、保護者又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害する恐れがあるとき
 - 二. 利用目的を利用者に通知又は公表することによって、当園の権利又は正当な利益を害する恐れがあるとき
 - 三. 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を利用者に通知又は公表することによって、事務の遂行に支障を及ぼす恐れがあるとき
 - 四. 取得の状況から見て利用目的が明らかであると認められるとき

第六条（個人データの適正管理）

当園は、利用目的の達成のため必要な範囲内において、常に個人データを正確かつ最新の内容に保つように努めるものとする。

1. 当園は、取り扱う個人データの漏洩、滅失の防止その他の個人データの安全管理のために、必要かつ適切な処置を講ずるものとする。
2. 当園は、個人データを取り扱う職員に対し、個人データの安全管理のために必要かつ適切な監督を行うものとする。
3. 当園は、個人データの取り扱いの全部又は一部を第三者に委託する場合には、第三者に対し、個人データの安全管理のために必要かつ適切な監督を行うものとする。
4. 当園は、利用目的に関して保有する必要がなくなった個人データにつき、6ヶ月を超えて保有することがないよう、确实かつ速やかに消去することとする。

第七条（個人データの第三者提供の制限）

1. 当園は、次のいずれかに該当する場合を除き、あらかじめ保護者の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しないものとする。
 - 一. 法令に基づくとき
 - 二. 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、保護者の同意を得ることが困難であるとき
 - 三. 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、利用者の同意を得るのが困難であるとき
 - 四. 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が、法令に定める事務と遂行することに対して協力する場合であって、保護者の同意を得ること

により事務の遂行に支障を及ぼす恐れがあるとき

2. 次にあげる場合において、個人データの提供を受ける者は、前項の第三者に該当しないものとする。

- 一. 当園が利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データの取り扱い又は一部を委託する場合
- 二. その他の事由による事業の承継に伴って、個人データが提供される場合
- 三. 個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨ならびに共同して利用される個人データの項目、共同して利用するものの範囲、利用する者の利用目的及び個人データの管理について、責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ利用者に通知し、又は利用者が容易に知り得る状態に置いている場合（責任を有する者の氏名もしくは名称の変更を行う場合には、変更する内容について、あらかじめ、保護者に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くものとする）

第八条（保有個人データに関する事項の公表）

当園は、保有個人データに関し、次にあげる事項について、利用者の知り得る状態（利用者の求めに応じて延滞無く回答する場合）に置くものとする。

- 一. 保育園の名称
- 二. すべての保有個人データの利用目的（第4条2項1号ないし3号に該当する場合を除く）
- 三. 第九条1項の規定による求めに応じる手続き
- 四. 当園が行う保有個人データの取り扱いに関する苦情の申し出先

第九条（保有個人データの開示）

1. 当園は、利用者が識別された保有個人データの開示（利用者が識別される保有個人データが存在しないときに、その旨を知らせることを含む。以下同じ）を求められたとき、身分証明書等によって保護者本人であることを確認した上で、本人に対して保有個人データを開示するものとする。ただし、開示することによって、次の各号に該当する場合には、その全部又は一部を開示しないものとする。

- 一. 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害する恐れがある場合
- 二. 当園の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼす恐れがある場合
- 三. 他の法令に違反することとなる場合

2. 前項に定めた開示の方法は、書面の交付による方法とする。ただし、あらかじめ利用者との間で口頭での回答による開示を、合意によって定めている場合には、その方法によるものとする。

第十条（保有個人データの訂正、追加、削除、利用停止等）

1. 当園は、利用者から書面又は口頭によって、開示にかかる個人データの訂正、追加、削除又は利用停止を求められたときは、利用目的の達成に必要な範囲内において、速やかに必要な調査を行い、理由があることが判明した場合には、その結果に基づいて保有個人データの訂正、追加、削除又は利用停止等の措置をとるものとする。
2. 当園は、前項に基づいた措置をとったとき、又は措置をとらない旨の決定をしたときは、利用者に対して延滞無くその旨（訂正又は追加した場合には、その内容を含む）に理由を付して通知するものとする。

第十一条（個人情報保護管理者及び苦情対応）

1. 当園は、個人情報の適正管理を図るため、個人情報保護管理者を定め、施設における個人情報の管理に必要な措置を行うものとする。
2. 前項に定める個人情報保護管理者は、施設長とする。
3. 施設は、個人情報の取り扱いに関する苦情を適切かつ迅速に解決するため、苦情解決責任者を定め、施設における個人情報に対応するものとする。

第十二条（職員等の責務）

1. 当園の職員等は（ボランティア等の従事者を含む、以下、同じ）又は職員等であった者は、業務上知り得た個人情報の内容を第三者に漏洩し、又は不当目的のために利用してはならない。
2. 本規定は、個人情報保護を目的とした規定であって、施設の職員等又は職員等であった者は、プライバシー情報の保護に関しても厳格にコンプライアンスに努めるものとする。

付 則

この規定は、平成 26 年 10 月 20 日から施行する。